川崎市客引き行為等の防止に関する条例施行規則をここに公布する。

平成28年 3 月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第23号

川崎市客引き行為等の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市客引き行為等の防止に関する条例(平成28年川 崎市条例第17号。以下「条例」という。)の実施に関し必要な事項を定め るものとする。

(重点区域の指定等に係る告示)

- 第2条 条例第6条第3項の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1)条例第6条第1項の規定により市長が指定した客引き行為等防止重点区域(以下「重点区域」という。)の名称及び区域
 - (2) 指定の効力が生ずる日
- 2 条例第7条第2項において準用する条例第6条第3項の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 指定を変更し、又は解除した重点区域の名称及び区域
- (2) 指定の変更又は解除の効力が生ずる日

(客引き行為等防止指導員)

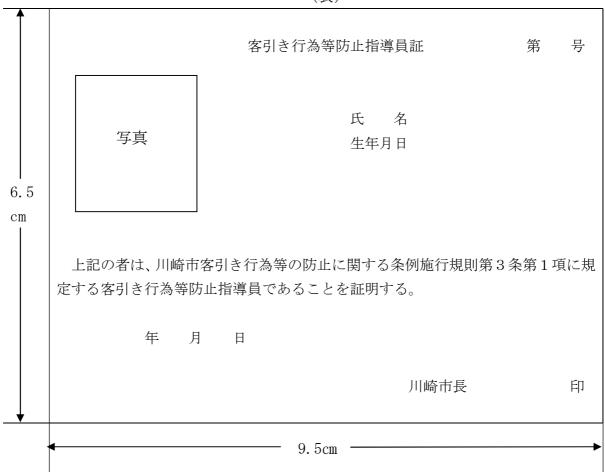
- 第3条 客引き行為等の防止に関する事務を行わせるため、客引き行為等防止 指導員を置く。
- 2 客引き行為等防止指導員は、市長が任命する。
- 3 客引き行為等防止指導員は、客引き行為等の防止に関する事務を行う場合 においては、客引き行為等防止指導員証(別記様式)を携帯し、かつ、関係 人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市民文化局長が定める。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。



(裏)

川崎市客引き行為等の防止に関する条例(抜粋)

(客引き行為等防止重点区域の指定等)

第6条 市長は、市民等が安心して公共の場所を通行し、又は利用することができる生活環境の確保を図るため、客引き行為等を特に防止する必要があると認める区域を客引き行為等防止重点区域(以下「重点区域」という。)として指定することができる。

(重点区域における客引き行為等の禁止)

- 第8条 事業者等は、重点区域において客引き行為等をし、又はさせてはならない。 (指導)
- 第9条 市長は、前条の規定に違反する行為(以下「違反行為」という。)をしていると認められる者に対し、違反行為を中止するよう指導することができる。 (勧告)
- 第10条 市長は、前条の規定による指導を受けた者が更に違反行為をしたときは、その者に対し、 違反行為をしてはならない旨を勧告することができる。 (命令)
- 第11条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が更に違反行為をしたときは、その者に対し、 違反行為をしてはならない旨を命ずることができる。 (罰則)
- 第15条 第11条の規定による市長の命令に違反した者は、50,000円以下の過料に処する。

川崎市客引き行為等の防止に関する条例施行規則(抜粋)

(客引き行為等防止指導員)

- 第3条 客引き行為等の防止に関する事務を行わせるため、客引き行為等防止指導員を置く。
- 2 客引き行為等防止指導員は、市長が任命する。
- 3 客引き行為等防止指導員は、客引き行為等の防止に関する事務を行う場合においては、客引き行 為等防止指導員証(別記様式)を携帯し、かつ、関係人の請求があったときは、これを提示しなけ ればならない。